

トレーニングルーム使用のルールが変わります

平素より体育館をご利用いただきありがとうございます。これまでトレーニングルームの利用について中学生以下の方は使用を控えていただいておりますが、次の条件で中学生の利用を可能とするように変更いたしましたのでお知らせします。

- ・使用者（中学生）1名につき指導者1名を必要とします。
（兄弟姉妹で使用する場合は例外的に1家族で1名でも可）
- ・指導者はインストラクターの資格を有する必要はありませんが、マシン・器具の使用経験等があり、適切な使用方法や事故防止の指導ができる人となります。
- ・指導者は中学生の指導に専念しなければなりません。
※（一緒にトレーニングをすることはできません。）
- ・トレーニング室の使用者数により、入場を制限する場合があります。
※指導者としてトレーニング室に入場する方の使用料は不要です。

ご注意

- ・事故等に対する責任を負うこととなりますので、部活等のグループや知り合い等による複数人を一人で指導することはできません。
- ・管理瑕疵（かし）以外による使用者（中学生）の怪我、器具の破損等については、指導者が責任を負うこととなります。
- ・指導者がトレーニング器具等を使用する場合は、中学生の使用終了（退出）後に改めて使用申請のうえ使用してください。

中学生の料金について

- ・一回 50 円
- ・回数券も利用できます。

令和5年 7月10日月曜日より使用できます。